

(価格・料金について)

(ご入居者・ご家族からの質問)

ホームに入居している母が一時的に病院に入院していますが、その入院期間中もホームに食費の支払いを求められています。家賃や管理費を払い続けるのは理解できますが、食費もかかることには納得できません。

《相談者に対する苦情対応委員会のコメント》

食費の設定には、ホームによって、以下の2種類の費用設定が考えられます。

- ①食費として厨房維持費と食材費等をまとめて包括利用料を設定する場合
- ②喫食にかかわらず厨房維持費としての固定費と、喫食によって食材費等の料金が変化する費用を分けて設定する場合

そのため、入院期間中において、①の場合は食材仕入れ管理等の理由で欠食時においても返金を行わない場合があります。②の場合は、食材費等の分を返金する場合があります。

入居者側としては、ホームから請求された食費の内訳や算定基礎の十分な説明を求め、支払いの正否をご判断いただくとともに、入居する前に、食費や管理費等の月払い費用に関しても、入居契約書や管理規程等で事前にその算定根拠や支払方法を理解しておいていただくことがとても重要です。

《事業者に対する苦情対応委員会のコメント》

喫食していない分の食費の取り扱いについては、有料老人ホーム標準指導指針第11項「利用料等」(1)三「介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価(以下「サービス費用」という。)」イの規定に注意が必要です。

有料老人ホーム標準指導指針

第11項「利用料等」(1)三

イ 入居者に対するサービスに必要な費用の額(食費、介護費用その他の運営費等)を基礎とする適切な額とすること。

固定費相当額を請求しようとする場合においては、固定費相当額の金額がいくらで、その金額については喫食しなくてもお支払いいただく必要があることを入居契約書、管理規程、重要事項説明書等で明確に規定してあるかどうかを確認する必要があります。

発行元：



公益社団法人 全国有料老人ホーム協会

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-14 アイ・アンド・イー日本橋ビル7階

TEL 03-3272-3781 FAX 03-3548-1078